

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (2件) ( )	1
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (2件) (農業基盤課)	2
○土地改良区の清算人の就職 ( )	2
落札公告	
○落札者等の公告 (警察本部会計課)	2

## 告 示

### 高知県告示第790号の2

くろまぐろ (30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の定置漁業による採捕の数量が、漁業法 (昭和24年法律第267号) 第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別 (令和5年10月から同年12月まで) の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和5年12月10日から同月31日までの間、くろまぐろの定置漁業による採捕の停止を命ずる。

令和5年12月8日 (掲示済)

高知県知事 濱田 省司

### 高知県告示第812号

高知市五台山、横浜、横浜西町及び瀬戸西町の各一部地区、高岡郡中土佐町上ノ加江の一部地区、幡多郡大月町芳ノ澤及び大浦の各一部地区並びに幡多郡黒潮町下田の口及び上田の口の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月22日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 調査を行った者の名称

- 高知市
- 中土佐町

- 大月町
- 黒潮町
- 調査を行った地域及び時期
  - 高知市五台山、横浜、横浜西町及び瀬戸西町の各一部  
令和2年度及び令和3年度
  - 高岡郡中土佐町上ノ加江の一部  
令和3年度及び令和4年度
  - 幡多郡大月町芳ノ澤及び大浦の各一部  
令和3年度及び令和4年度
  - 幡多郡黒潮町下田の口及び上田の口の各一部  
令和2年度及び令和3年度
- 成果の名称
  - 高知市地籍図及び地籍簿
  - 中土佐町地籍図及び地籍簿
  - 大月町地籍図及び地籍簿
  - 黒潮町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日  
令和5年12月22日

### 高知県告示第813号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和5年12月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和5年12月22日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 195号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市下末松字久保屋453番1から 南国市下末松字高屋ノ西448番1まで	前	42.3 42.5	103
	後	42.2 42.4	103

### 高知県告示第814号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和5年12月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月22日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 大久保伊尾木
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市伊尾木字馬ケ谷4045番4から 安芸市伊尾木字馬ケ谷4045番4まで	前	5.8 7.7	27
	後	5.8 22.3	27

### 高知県告示第815号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、令和5年12月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和5年12月22日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡安田町別所字キタテラ108番3	7	令和5年12月22日

### 高知県告示第816号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、令和5年12月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和5年12月22日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 大久保伊尾木

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市伊尾木字馬ヶ谷4045番9	27	令和5年12月22日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高知南国土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和5年12月22日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住	所
理事	田内富士夫	南国市国分855番地の1	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、須崎市安和土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和5年12月22日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住	所
理事	北澤 利文	須崎市安和1129番地	
〃	北澤 一男	〃 〃 1023番地1	
〃	古谷 誠一	〃 〃 829番地	
〃	古谷 孝司	〃 〃 831番地	
〃	古谷 武徳	〃 〃 2740番地	
〃	岡村 敏英	〃 〃 303番地	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、須崎市安和土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

令和5年12月22日

高知県知事 濱田 省司

氏名	住	所
北澤 利文	須崎市安和1129番地	
北澤 一男	〃 〃 1023番地1	
古谷 誠一	〃 〃 829番地	
古谷 孝司	〃 〃 831番地	
古谷 武徳	〃 〃 2740番地	

岡村 敏英 〃 〃 303番地

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年12月22日

高知県警察本部長 高清水 善弘

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
高知県警察本部庁舎で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年10月12日
- 4 落札者の氏名及び住所  
丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額  
92,697,216円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和5年8月29日